

# 後期高齢者医療制度

## (長寿医療制度)の見直しについて

### ①「年金天引き」が「口座引き落とし」へ変更可能に ②所得の低い人の保険料がさらに軽減

後期高齢者医療制度は、より円滑な運営のため、制度の見直しが行われています。

#### 保険料の支払い方法の変更について

次のいずれかに該当し、希望する場合は、保険料の支払い方法を「年金天引き」から「口座振替」に変更できるようになりました。

※このことについては、7月の保険料額決定通知書送付の際にお知らせしています。

#### 【口座振替の対象になる人】

①後期高齢者医療制度に加入する直前の2年間、国民健康保険税を滞納なく納付していた人  
↓本人口座から  
②年金収入が180万円未満の人で、世帯主や配偶者の口座から口座振替できる人  
※世帯主や配偶者の口座か

ら口座振替でお支払いいただいた保険料は、保険料を支払った世帯主や配偶者の社会保険料控除の対象になります。

◇支払い方法の変更を希望する人の手続き方法

口座振替を希望する人は、申し出(手続き)が必要となります。

#### 【申し出(手続き)場所】

各総合支所地域生活課または総務部税務課国民健康保険係(市役所1階)

#### 【手続きに必要なもの】

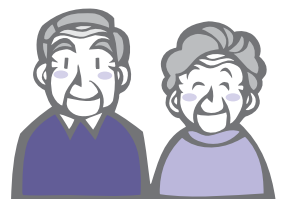
▼加入者本人または配偶者、世帯主の預金通帳

▼口座届出印

【12月分から口座振替を希望する場合の申し出期限】

9月30日(火)

※土曜・日曜・祝日を除く  
※期限までに申し出があった場合、平成20年12月分からの年金天引きが中止になります。



り、12月納期分から口座振替となる予定です。

※期限後に申し出た場合でも、翌年2月以降での対応ができますので、お申し出ください。

#### 【その他】手続きの際、申出書と口座振替依頼書に必要事項を記入していただきます。

口座振替依頼書は、指定の金融機関窓口へ直接、提出していただくこととなります。

※申出書、口座振替依頼書は、申し出(手続き)場所に備え付けてあります。

#### 所得の低い人の保険料がさらに軽減

所得の低い人の保険料がさらに軽減されます。

※該当する人には、軽減後の保険料額を8月中旬に通知しています。

※今回の軽減措置に伴い、改めて手続きをしていただく必要はありません。

#### ◇均等割額の軽減

▼均等割額が7割軽減に該当する人は、8・5割軽減になります。

#### 【軽減後の保険料の均等割額(年額)】

▼改正前 7割軽減

1万1600円

▼改正後 8・5割軽減

5700円

#### ◇所得割額の軽減

▼所得の低い人(例えば、年金収入のみの場合、年額153万円から211万円までの人)は、所得割額が50%軽減されます。

#### 【問い合わせ】

総務部税務課  
国民健康保険税係  
☎ 0220(22)2163

## 国民健康保険税の年金天引きの緩和措置について

国民健康保険税の納付方法についても、下記の要件に当てはまる人で希望する場合は、支払い方法を「年金天引き」から「口座振替」に変更することができます(加入者本人または希望する人の口座から)。

#### 【対象になる人】

- ①過去2年間の国民健康保険税を滞納なく納付していること。
- ②今後の国民健康保険税を口座振替により納付すること。

※口座振替を希望する人は、後期高齢者医療保険料と同様の手続きをしてください。

【問い合わせ】 総務部税務課 国民健康保険税係 ☎ 0220(22)2163

# 秋の交通安全運動

9月21日(日)～30日(火)

交通ルール 守るあなたが 守られる

### 飲酒運転は犯罪です!

平成20年1月1日から「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」が施行され、飲酒運転根絶への取り組みが強化されましたが、登米市においては依然として飲酒運転による違反者が後を絶ちません。運転者は、飲酒運転が引き起こす事故の重大性、一瞬にして人命を奪う車の危険性を十分に認識し、また家庭・地域では飲酒運転をさせない環境づくりに努め、飲酒運転を根絶しましょう。

◇市内飲酒運転違反者数(平成20年1月～6月)  
▶酒酔い運転 3人(うち交通事故1人)  
▶酒気帯び運転 22人(うち交通事故10人)

市では「高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、以下の4点を運動の重点として交通安全運動を展開していきます。

#### 【運動の重点】

- ①すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 [全国共通]
- ②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(反射材等利用の促進) [全国共通・登米市]
- ③飲酒運転の根絶 [全国共通・登米市]
- ④道路の正しい横断の励行 [宮城県独自]

#### 【問い合わせ】

市民生活部市民生活課 市民総務係 ☎ 0220(58)2118

## 市スポーツまつり参加者・ボランティア募集

市のスポーツ振興を支える関係団体が主体となって、市スポーツまつりを実施します。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

また、当日の運営をお手伝いいただけるスタッフを募集しています。

#### ①スポーツまつり参加者募集

【日時】 10月13日(祝) 午前9時～午後1時

【イベント名・実施時間・対象・内容・場所】



イベント名	実施時間	対象	内容	場所
コーディネーショントレーニングセミナー	9:00～12:50	一般指導者 小学生	子どもの成長段階に合わせた効果的なトレーニング方法を体験するとともに、その理論を学びます。	迫体育館
チャレンジ! ニュースポーツ	11:35～12:35	小学生	ニュースポーツ(ドッチビー、スポーツチャンバラ、ユニカール)の体験	迫体育館
いきいき健康体操	10:20～11:45	40歳以上	簡単にできる介護予防体操	中田総合体育館
親子元気アップ体操	10:30～11:45	幼稚園児とその保護者	親子で一緒に楽しめる体操、体を動かす楽しさを体験	中田B&G海洋センター体育館
ノルディックウォーキング	10:30～12:30	一般	専用のポールを使用するウォーキング方法。効果的な有酸素運動として、全身を使うエクササイズを体験	登米総合体育館
体力運動能力調査	11:45～12:30 9:20～10:20	20歳以上	体力運動能力調査	迫体育館 登米総合体育館

#### ②ボランティア募集

【活動内容】 受付や会場誘導、環境整備など

【参加資格】 15歳以上(中学生不可)

【募集人員】 若干名

#### ①・②共通事項

【申込方法】 電話

【申込期限】 10月6日(月) ※当日参加も受け付けます。

【その他】 詳細については、電話で問い合わせ願います。

【申し込み・問い合わせ】 教育委員会体育振興課 体育振興係 ☎ 0220(34)2649